

次キニ項ヲ改メテ

(一) 工場内食堂休憩場其他設備ニ對シテハ漸次改善スルコト

(二) 通勤職工及家族ノ浴場ヲ設ケ魚料ノ浴セシム(春木一野村工場本社工場ヲ通シテ)

(三) 業務上負傷者ニハ醫師ノ定ムル休業期間内全日給ヲ支給ス

但シ休業日數ニケ月ヲ越スル時ハ工場法令ノ定ムル所ニ依ル

3. 日本織物新商社労働争議ニ関スル状況報告(簿)

報中ノ二枚目第三項ニ付テハ本年夏職

工希望云々トアルヲ「第三項ニ付テハ必要ヲ認

メス第四項ニ付テハ本年夏職工ノ希望云々ト

訂正相成度